

岐阜県公報

目 次

教育委員会告示

博物館の登録事項の変更

(社会教育文化課)

ページ
一

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第四号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条第二項の規定により次のとおり博物館に係る登録事項の変更登録をしたので、博物館の登録に関する規則（昭和二十七年岐阜県教育委員会規則第九号）第六条第二号の規定により告示する。

平成二十六年九月十六日

岐阜県教育委員会

委員長 野原正美

所在地	名称	設置者の名称及び住所	変更事項の種類	変更事項の内容		変更理由
				年月日	変更事項	
同	同	平成二五・〇・一	変更前 変更後	財団法人 豊蔵資料館 可児市久々利三五番地 可児市広見一丁目一番地	譲渡	
変更前 変更後	変更前 変更後	豊蔵資料館 荒川豊蔵資料館	変更前 変更後	可児市久々利三五番地 可児市久々利柿下入会三五二番地	地番の変更	

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(ときは翌日)

平成二十六年九月十六日

平成二十六年九月十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社